

### 第3 屋内タンク貯蔵所

1 不燃材料及び耐火構造

第2節 第1「製造所」3 不燃材料及び耐火構造によること。

2 標識及び掲示板

第2節 第5「屋外タンク貯蔵所」5(1)によること

3 構造

- (1) 屋内貯蔵タンクとタンク専用室の屋根（屋根がない場合は、上階の床）との間に 0.5m以上の間隔を有すること。◆
- (2) 「さびどめのための塗装」については、「屋外タンク貯蔵所」の例によること。
- (3) アルコール貯蔵タンクの通気管にあつては、危規則第 20 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に適合した同条第 1 項第 2 号の大気弁付通気管を設置することは差し支えない。  
(S37.10.19 自消丙予発第 108 号質疑)
- (4) ポンプ設備の周囲には点検、修理等のため適当な空間を保有すること。◆
- (5) 「床の傾斜及び貯留設備」については、「製造所」の例によること。
- (6) 「しきいの高さ」については、貯蔵する危険物の全量が収容できるしきいの高さとするか、又はこれにかわる「せき」を設けること。この場合における「せき」は、鉄筋コンクリートブロック造とするほか、当該「せき」と屋内貯蔵タンクとの間に 0.5m以上の間隔を保つこと。◆
- (7) 危政令第 12 条第 2 項第 2 号に規定する「危険物の量を容易に覚知することができる場合」とは、自動的に危険物の量が表示される計量装置、注入される危険物の量が一定量に達した場合に警報を発する装置、注入される危険物の量を連絡することができる伝声装置等が該当する。  
(S46.7.27 消防予第 106 号通知)
- (8) 危政令第 12 条第 2 項第 8 号に規定する「屋内貯蔵タンクから漏れた危険物がタンク専用室以外の部分に流出しないような構造」とは、出入口のしきいの高さを高くするか、又はタンク専用室内にせきを設ける等の方法で、タンク専用室内に収納されている危険物の全容量が収納できるものであること。(S46.7.27 消防予第 106 号通知)

4 複数のタンクを設置する場合の基準

最大容量の例を次に示す。

ア タンク専用室に一のタンクを設け、単品貯蔵した場合

品名		最大容量	倍数
特殊引火物		2,000 L	40 倍
第1 石油類	(非水溶性)	8,000 L	40 倍
	(水溶性)	16,000 L	40 倍
第2 石油類	(非水溶性)	20,000 L	20 倍
	(水溶性)		10 倍
第3 石油類	(非水溶性)	20,000 L	10 倍
	(水溶性)		5 倍
第4 石油類		240,000 L	40 倍
動植物油類		400,000 L	40 倍

イ タンク専用室に二以上のタンクを設けた場合

品 名		倍 数	合計倍数
第1 石油類 (非水溶性)	4,000 L	20 倍	36 倍
第2 石油類 (非水溶性)	16,000 L	16 倍	
第3 石油類 (非水溶性)	20,000 L	10 倍	40 倍
第4 石油類	180,000 L	30 倍	